

茨城県地球温暖化防止活動推進員委嘱等要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地球温暖化防止の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき知事が委嘱する茨城県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱の手續その他推進員に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動等)

第2条 推進員は、法第37条第2項に規定する活動のほか、県民が地球温暖化防止のための行動を実践するように啓発を行うものとする。

(推進員の選考及び委嘱)

第3条 推進員は、地球温暖化防止のための活動に必要な別に定める知識や経験を有し、地域において活動できる者の中から、茨城県県民生活環境部環境政策課長が選考の上、知事が委嘱する。

2 推進員の委嘱を希望する者は、茨城県地球温暖化防止活動推進員申込書（様式1）を知事に提出するものとする。

3 推進員の再委嘱にあたっては、その活動状況を考慮し、茨城県県民生活環境部環境政策課長が選考の上、知事が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 推進員の委嘱期間は、2年とする。ただし、同期間は委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。なお、再委嘱を妨げない。

(推進員の義務)

第5条 推進員は、この要項の規定に基づいて活動しなければならない。

2 推進員は、毎年県が指定する日までに、活動状況報告書（様式2）により、当該年度の活動状況を県に報告しなければならない。

3 推進員は、法令に違反するなど、推進員に対する信用を失墜させる行為をしてはならない。

4 推進員は、その身分を利用して、営利活動をするなど、推進員としてふさわしくない行為をしてはならない。

5 推進員は、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

6 推進員は、その身分を証する茨城県地球温暖化防止活動推進員証（様式3）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(委嘱の解除及び取消)

第6条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

(1) 本人から辞退の申出があったとき。

(2) やむを得ない事情により、推進員としての活動を行うことができなくなったと認められるとき。

- (3) 活動を行っていないと認められるとき。
- 2 知事は、推進員がその委嘱期間において前条の規定に違反したと認められるときは、委嘱を取り消すことができる。

(経費の負担等)

第7条 県は、推進員が行う活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、知事が特別に認めるときは、この限りでない。

(推進員の個人情報取扱い)

第8条 知事は、地球温暖化対策に取り組む県民等の利用に供するため、推進員の氏名及び居住市町村を記載した推進員名簿を公表するものとする。

2 知事は、推進員の活動支援のため、推進員の氏名及びその他必要な事項について、県機関、市町村長、茨城県地球温暖化防止活動推進センター長へ提供できるものとする。

(変更の届出)

第9条 推進員は、その住所等に変更が生じたときは、変更届（様式4）により速やかに知事に届け出なければならない。

(事務取扱)

第10条 この要項に関する事務は、茨城県県民生活環境部環境政策課が行う。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年1月19日から施行する。ただし、この要項の施行前にした委嘱については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。